

介護保険事業所 各位

堺市長寿社会部 介護事業者課長

介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出について（通知）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）」等の改定に伴い、改定の対象となった加算項目等については、4 月 1 日以降の算定にあたり改めて届出を行う必要があります。

つきましては、下記により提出をお願いします。

（なお、令和 3 年 3 月 1 日現在の事業所ごとに通知しています。既に廃止届等の手続きを行っている場合に本通知が到着したときは行き違いですのでご了承ください。）

記

1 提出期限本通知の対象となる事業所

令和 3 年 4 月 1 日（木） ※期限厳守（当日消印有効）

2 提出書類、提出要領

- ① 変更届出書（改定用）
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表兼誓約書（改定用）
- ③ 返信用定型封筒（84 円切手貼付）

（注 1）提出書類は堺市ホームページよりダウンロードしてください。

堺市ホームページ

令和 3 年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等の確認について

<http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/jigyo/jigyosha/74106620210302151139259.html>

（注 2）変更届出書には、申請者欄の記名押印（法人の登記印）・事業所番号・事業所名称・所在地を必ず記入してください。また、電話での問合せに対応できるように、担当者欄も必ず記入のうえ、提出書類はコピーをとっておいてください。

（注 3）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（改定用）」には、今回算定要件の変更等のあった項目（新設・変更分）のみを記載していますので、その他の加算等の項目に関して要件のみ変更がある場合は、別途堺市ホームページより「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を出力し、併せて添付してください。

（注 4）返信用封筒は 18cm×9cm 以上のものを使用し、宛先を必ず記入しておいてください。算定届を受け付けた場合には①②の写しを返信用封筒に入れて送付します（受理通知に代わるものです）ので、必ず返信用定型封筒を添付して提出してください。返信時には内容に誤りがないか念のため再度確認してください。

3 提出方法

下記の宛先へ郵送により提出してください。

〒590-0078

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市 長寿社会部 介護事業者課 指定係 宛

※「令和 3 年度報酬改定に係る加算届 在中」と明記してください。

問い合わせ先

○堺市長寿社会部介護事業者課指定係

TEL072-228-7348

郵送にあたり、よろしければお使いください。

〒590－0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 長寿社会部 介護事業者課 指定係 宛

※令和3年度報酬改定に係る加算届 在中